

(16) 公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和6年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
8 人	24,571 千円	7,110 千円	8,695 千円	40,376 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和7年4月1日現在)

食鳥検査員 (専門職)			一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
257,000 円	339,451 円	60 歳	253,600 円	299,250 円	59 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当 (期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当) とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
食鳥検査員 (専門職)	大学卒	257,000 円 月額 固定
	高校卒	— 円 —
一般職	事務局長	257,000 円 月額 固定
	大学卒	185,200 円 協会給料表を適用
	短大卒	167,100 円 協会給料表を適用
	高校卒	154,600 円 協会給料表を適用

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分	経験年数	経験年数				備考
		5 年	10年	20年	30年	
食鳥検査員 (専門職)	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円	経験年数に 関係なく 固定給
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	
一般職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円	
	短大卒	— 円	— 円	— 円	— 円	
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	内 訳															
期末手当 勤勉手当 （県の規定に準ず る）	[支給割合] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">期末手当</th> <th style="text-align: center;">勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月期</td> <td style="text-align: center;">1.250 月分</td> <td style="text-align: center;">0.925 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;">1.250 月分</td> <td style="text-align: center;">0.925 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2.500 月分</td> <td style="text-align: center;">1.850 月分</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.250 月分	0.925 月分	12月期	1.250 月分	0.925 月分	計	2.500 月分	1.850 月分			
	区 分	期末手当	勤勉手当													
	6月期	1.250 月分	0.925 月分													
	12月期	1.250 月分	0.925 月分													
計	2.500 月分	1.850 月分														
職制上の段階、職務の 級等による加算措置 <span style="float: right;">有</span>																
[令和6年度実績] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">1人あたり平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">8,695,412 円</td> <td style="text-align: center;">8 人</td> <td style="text-align: center;">1,086,927 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人あたり平均支給額	8,695,412 円	8 人	1,086,927 円										
支給総額	支給職員数	1人あたり平均支給額														
8,695,412 円	8 人	1,086,927 円														
退職手当 （県の規定に準ず る）	[支給率] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">自己都合</th> <th style="text-align: center;">早期退職・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">勤続 20 年</td> <td style="text-align: center;">19.66950 月分</td> <td style="text-align: center;">24.586875 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続 25 年</td> <td style="text-align: center;">28.03950 月分</td> <td style="text-align: center;">33.270750 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続 35 年</td> <td style="text-align: center;">39.75750 月分</td> <td style="text-align: center;">47.709000 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続 40 年</td> <td style="text-align: center;">44.77950 月分</td> <td style="text-align: center;">47.709000 月分</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	自己都合	早期退職・定年	勤続 20 年	19.66950 月分	24.586875 月分	勤続 25 年	28.03950 月分	33.270750 月分	勤続 35 年	39.75750 月分	47.709000 月分	勤続 40 年	44.77950 月分	47.709000 月分
	区 分	自己都合	早期退職・定年													
	勤続 20 年	19.66950 月分	24.586875 月分													
	勤続 25 年	28.03950 月分	33.270750 月分													
	勤続 35 年	39.75750 月分	47.709000 月分													
	勤続 40 年	44.77950 月分	47.709000 月分													
一般職（短大卒）は県の規定を適用。																
平成26年度より常勤役員、事務局長及び食鳥検査員の退職手当制度を廃止。																
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 <span style="float: right;">無</span>																
[令和6年度実績] 支給実績なし																
時間外勤務手当	[令和6年度実績] 1人あたり平均支給年額 <span style="float: right;">115,653円</span>															

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当	一定の管理又は監督の地位にある職員	1月当たり13,600円支給する。 〔令和6年度実績〕 1人当たり平均支給月額 13,600円		
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 扶養親族（子及び配偶者を除く）	6,500円	
		イ 子	11,500円	
		ウ 配偶者	3,000円	
		満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき 5,000円を加算	
		〔令和6年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		234,000円	3人	6,500円
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000円まで支給	
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	
		〔令和6年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		900,000円	3人	25,000円

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	支給額	以下のア～ウ及びオの金額の合計 (上限 150,000 円) にエの額を加算した金額	
		ア 交通機関等利用者	次の①又は②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額	
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,700 円から 53,100 円の範囲内で支給	
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金、高速自動車国道等特別料金等の額を加算	
		エ 駐車料金を負担している場合 (パークアンドライド)	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給  (1月当たり 3,000 円を上限とする。)	
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給	
	[令和6年度実績]			
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
	1,227,600 円	8 人	12,788 円	
特殊勤務手当	食鳥検査業務に従事する常勤職員 (検査専門員)	食鳥検査をする場合は、1月当たり22,000円支給する。		
		[令和6年度実績]		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		1,566,400 円	6 人	21,756 円
獣医師手当	食鳥検査業務に従事する職員	1月当たり20,000円支給する。		
		[令和6年度実績]		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		1,680,000 円	7 人	20,000 円

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
早朝勤務手当	食鳥検査業務に従事する職員（検査専門員）	1月当たり12,000円支給する。		
		[令和6年度実績]		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		864,000 円	6 人	12,000 円
班長手当	班長である職員	1月当たり10,000円支給する。		
		[令和6年度実績]		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		360,000 円	3 人	10,000 円
<b>6 役員の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）</b>				
区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考	
理 事 長	20,400 円	—		
常務理事	271,800 円	6月期 1.250 月分 12月期 1.250 月分	期末手当に事務局長手当を適用	
上記以外の理事	40,800 円	—	年額	
監 事	81,600 円	—	年額	
評 議 員	40,800 円	—	年額	
[令和6年度実績]				
①常勤役員				
支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)		
5,256,950 円	1 人	438,079 円		
②非常勤役員				
支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額		
1,020,000 円	17 人	5,000 円		

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
期末手当 勤勉手当	6月 期末 1.250月分 勤勉 0.925月分 12月 期末 1.250月分 勤勉 0.925月分	6月 期末 1.225月分 勤勉 0.875月分 12月 期末 1.275月分 勤勉 0.975月分	県の制度に準じた改正
扶養手当	扶養親族 (子及び配偶者を除く) 6,500円 子 11,500円 配偶者 3,000円	配偶者、子以外の 扶養親族 6,500円 子 10,000円	県の制度に準じた改正
通勤手当	支給額 以下のア～ウ及びオの金 額の合計(上限150,000 円)にエの額を加算した 金額 ..... ア 交通機関等利用者 略 ..... イ 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額 1,700円から53,100円の 範囲内で支給 ..... ウ 特別急行列車等利用 特別急行料金、高速自動 車国道等特別料金等の額 を加算 ..... エ 駐車料金を負担して いる場合 略 ..... オ ノーマイカー運動に 参加する場合 略	ア 交通機関等利用者 略 イ 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額 1,600円から50,100円の範 囲内で支給 ウ 特別急行列車等利用 特別急行料金等の3分の2 の額を加算(高速自動車国 道等特別料金等については 2分の1の額(1月当たり 2万円を限度)) エ 駐車料金を負担してい る場合 略 オ ノーマイカー運動に参 加する場合 略	県の制度に準じた改正

(2) 適用日 令和7年4月1日